



〒220-6009

横浜市西区みなとみらい 2-3-1

クイーンズタワー A 9F

電話:045-682-5252

FAX: 045-682-5253

W02714539 号-3

平成 23 年 9 月 9 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン（有）
代表取締役 野井伸一


平成 23 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 3) 濃縮事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 23 年度 第 1 回定期監査
監査対象部門	(その 3) 濃縮事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 23 年 7 月 28 日、29 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)

2. 平成 23 年度 第 1 回 定期監査の視点

2.1 背景とこれまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以下、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で、計 14 回の定期監査を実施してきた。一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで 32 項目)(以下、「改善策」と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力した。

一方、平成 21 年 1 月に、再処理工場で「高レベル廃液の漏洩」が発生したことを受け、JNFL では「安全基盤強化に向けたアクションプラン(以下、「アクションプラン」と記す)」を策定して全社課題として取組んでいる。

全 17 項目からなるアクションプランの第 1 年目の活動成果から、JNFL では、大半の項目に対して「既に日常業務へ移行済」との評価を行い、「第 2 年目(平成 22 年度)も継続実施・管理する項目」として、品質保証室及び再処理事業部では 4 項目を選択した。濃縮事業部は、アクションプランを水平展開としての位置づけで取り上げており、平成 22 年度(第 2 年目)への継続管理テーマは、「中間管理職の他企業研修」のみである。

監査チームでは、第 1 年目で各項目の展開が軌道に乗り、概ね計画通りの進捗が果たされたこと、及び、第 2 年目の継続管理項目の活動が開始され始めている状況までを確認したところであった。

2.2 平成 23 年度 第1回 定期監査の対応方針

上述の経緯を考慮し、このたびの定期監査では、濃縮事業部に対して下記の項目に焦点を当てた。

平成 23 年度 第1回 定期監査の注力事項

対象部門	監査実施項目
・濃縮事業部	<p>①「アクションプラン」のうち、平成 22 年度への継続課題として選択された項目の展開状況（事務局の活動状況確認を含む） 「中間管理職の他企業研修」のみ。</p> <p>②「アクションプランから日常活動に組み入れられた項目」の PDCA 展開状況</p> <p>③この半年で発生した不適合事象（ソフト／ハードの両面）の対応状況、並びに、ヒューマンエラーを含む不適合抑止に係る諸活動状況</p> <p>④教育訓練の取り組み状況（企業における不断の課題として）</p> <p>⑤内部監査の活動状況（アクションプラン展開監視活動を含む）</p>

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成した。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。但し、今回の監査では、実地監査の過程で詳細な内容把握が必要であると判断された規定類がある場合のみ、文書監査の対象とした。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。実地監査では「実態を把握すること」が重要であり、準備された状況を見るのでは意義が薄い。従って、実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部に LRJ の知見を活用した。

- ◆JNFL 各部門の品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆安全基盤強化に向けたアクションプラン
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）[諸活動の底流として]

5. 監査結果の評定

このたびの監査では、濃縮事業部における被監査部署は品質保証課のみであった。なお、監査結果において、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

濃縮事業部・品質保証課に対する注力事項は、上記2.2項に示した通りである。監査結果を添付1に示す。監査日程と出席者を添付2に示す。

総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見ていただきたい。

(1) 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」とも観察されない。

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。「アクションプラン」の第2年目の管理項目が「中間管理職の他企業研修」のみであり、当該項目は品質保証室が主導しているので、濃縮事業部・品質保証課に対する監査では、一般品質マネジメントシステム(QMS)に係る分野が中心になったが、「指摘事項」、「観察事項」、及び「提言事項」とも観察されなかった。

(2) 「アクションプラン」の内、継続管理項目には前向きに対応している。

上述のごとく、濃縮事業部における継続管理項目は下記の1項目のみである。

中間管理職の他企業派遣研修

本課題の企画は、品質保証室が主導しており、平成22年度では11回の研修企画に対して、濃縮事業部では、11名が参加した。アクションプランの中では「教育訓練のカテゴリーに属するものであり、参加者は報告書の提出を励行している。個人が得るものは大きいとしても、効果が組織に還元されるのは長い目で見る必要がある。

(3) QMS一般活動は総じて適切である。

日常活動に移行したアクションプラン項目をふくめて、QMS(品質マネジメントシステム)の一般活動状況に注力した監査を行った。詳細は添付1に示した通りであり、分担する各業務に関して手堅い対応が行なれている状況を観察することが出来た。

8. 終わりに

第三者監査を始めとして、品質保証室による内部監査、事業部としての内部監査など、多くの監査が実施されており、被監査側からは、不適合の顕著な減衰に結びつく「実効性のある監査」を望む声がある。しかし、決して特効薬は無い。不適合の抑止には、先ず、「決めたルールを守る。そして、ルールに不備・不足が観察されたら改善する（PDCA）」ことを説き続けることが基本であると考える。とりわけ、ヒューマンエラーが関与する不適合の抑止に注力を継続することが望まれる。JNFLにおいては、PDCAの展開機運が総じて持続していることを、これまでの第三者監査の随所で観察してきた。すなわち、起こしてしまった不適合に対しては、注意深く是正処置が検討され、改善された方策がQMSに落とされてきた。

事象発生から時間が経過すると、「社員の意識」に薄れが起こり、一旦は確立していた優れた文化に風化・形骸化が起こりやすくなる。それを早く検知して是正するために継続的な監視が必要であり、それが内部監査あるいは第三者監査である。

また、事象発生から時間が経過すると、「事象を知らない社員層」が増加してくることも考えておかねばならない。過去のトラブルを認識させるための教育も行われているが、そのトラブルに遭遇した先人たちが、ハードとソフトの両面で、どの様に改善・予防処置を行ってきたかを伝承していくことは大切である。それによって、先人達の努力の成果が風化せずに継承されることになると考える。

前回の報告書で紹介したが、H8 建屋の入口に掲げられている次の標語を結言したい。
『変える意識と変えない基本 みんなが主役の自主保全』

以上

添付 1

**平成 23 年度 第 1 回定期監査結果
(濃縮事業部に対する実地監査)**

平成23年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「濃縮事業部」 No. 1）

被監査部門	安全管理部 品質保証課	
監査実施日	平成 23年 7月28日	T
濃縮事業部は全社アクションプランを水平展開の位置づけで取り上げており、平成 22 年度の継続課題としている項目は、下記(1)項のみである(右記①)。従って、濃縮事業部に対する監査は QMS に係る一般監査を主体にした。		(参照文書・記録等)
<p>(1) アクションプランの継続項目【中間管理職の他企業研修】 品質保証室が企画する研修に「計画的に参加する」との方針の下で、平成 22 年度では、事業部で 11 名の参加がなされた。</p>		
<p>(2) 不適合事象の対応 この半年で発生した事業部の不適合事象の中から、次の 2 点を監査で注目した。</p> <p>◆ <u>ピラニ真空計の許容精度外れの件</u> こうした事象においては、当該計器を使用して測定した記録の妥当性評価(追溯措置)が重要である。その対応が実施され、過去に計測された結果に問題がないことが確認されている(右記②)。事後の処置は的確である。</p> <p>◆ <u>社内検査成績書における「良・否欄」のチェック漏れの件</u> この事象では、担当者の注意力の問題のみでなく、上位者による確認過程でも発見できなかったという「審査・承認プロセスの形骸化」が心配されるところである。但し、予防処置として、ダブルチェックの仕組みを取り入れるべくマニュアル改訂が行われ(右記③)、かつ、課内への伝達教育が迅速に実施されている。伝達徹底のために 2 日に亘って開催されている(右記④)。</p>		
<p>(3) 教育・訓練 教育訓練に関して、濃縮事業部では特段の事務局を設けず、「教育訓練要領に基づいて各課の責任で管理・実施」する仕組みであるので、品質保証課の対応状況を監査した。策定された教育訓練計画(右記⑤)に従った実行状況を確認した(事業部長に対する「品質保証に関する教育」の実施も含まれている)。また、課内の要員育成に係る力量管理がきめ細かく行われている(右記⑥)。</p>		
<p>(4) 内部監査 品質保証課は、事業部としての内部監査の事務局を担当している。監査実施は来る 9 月であるが、平成 23 年度の内部監査基本方針が既に策定され、事業部長の確認が得られている(右記⑦)。H23 年度は、「新型遠心機導入の慣らし運転」に係る文書の整備状況など、事業展開に合わせた注力点が組み込まれている。</p>		
<p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 規定類の改定の周知には電子媒体が用いられているが、改定された規定の名称を伝達するだけでなく、改正理由を併記する仕組みが定着している。受信した管理者が、詳細を確認すべきか否かの判断に有効である(右記⑧)。 b. 業務フローを活用した優れた対応例として、品質保証課が起草した濃縮事業部 文書管理要領(右記⑨)を特筆しておきたい。業務の流れ表示にフロー図を併用すると共に、ブロックごとに「管理手順」を解説し、「注意事項」を記載しており、読者(社員)に理解させる工夫の一例といえる。品質保証室が探求している業務フローの良好事例になるのではないか。 		
<p>(第三者監査所見) QMS に係る一般監査を行った範囲において、分担する各業務に関して手堅い対応が行なれている状況を観察することが出来た。(なお、上記(2)項は、それぞれの担当部署の活動実績である)。</p>		

添付 2

平成 23 年度第 1 回 定期監査

**日程及び出席者
(濃縮事業部)**

**平成 23 年度第 1 回第三者定期監査日程及び出席者
(濃縮事業部)**

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
7月28日 (木)	9:30~10:00	全被監査部門	オープニング ミーティング		濃縮・埋設事務所 1階 A 会議室
	10:10~11:40	安全管理部 品質保証課	監査		濃縮・埋設事務所 3階検査官室
7月29日 (金)	14:00~14:30	全被監査部門	クロージング ミーティング		濃縮・埋設事務所 1階 A 会議室